

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－３ リスク管理 (新設)</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p> <p><u>Ⅲ－２－３－７ リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に関する着眼点</u></p> <p><u>Ⅲ－２－３－７－１ 意義</u></p> <p><u>主要行等のうち、特に大規模で複雑な業務を行う金融機関については、損失可能性の低減や財務の健全性の確保の観点から、グループ全体のリスク管理に係るデータ（以下「リスクデータ」という。）の集計や、取締役会等へのリスク管理に係る報告（以下「リスク報告」という。）を正確かつ迅速に行うため、リスクデータに係る経営情報システムやリスク管理態勢の整備を行うことが必要である。このような金融機関のリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢の向上は、金融システムの安定性を確保する上で重要な点である。特に、強固なリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢は、ストレス時・危機時において金融機関自身や監督当局が将来的な予測及びこれに基づく対応策を検討する上でも重要であり、金融機関の再建・破綻処理の実行可能性を高めることや、収益性の向上にも繋がる。</u></p> <p><u>国際的にも、こうした観点から、バーゼル銀行監督委員会における合意（注）の下、グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks: G-SIBs）については、平成 24 年までに G-SIBs に認定された銀行は平成 28 年 1 月まで、それ以降に G-SIBs に認定された銀行については認定後 3 年以内、国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>Important Banks; D-SIBs) についてはその認定から3年後までに、リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢を強化するための「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守することが求められている。</u></p> <p><u>我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、金融機関のリスク管理態勢や意思決定プロセスの向上を目的として、リスクデータ集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みを引き続き進めていく必要がある。</u></p> <p><u>(注) バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(2013年1月)</u></p> <p><u>Ⅲ-2-3-7-2 着眼点と監督手法・対応</u></p> <p><u>バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、G-SIBs に認定された金融機関については、平成28年初までに「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、取締役会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。</u></p> <p><u>(1) 包括的なガバナンス態勢と IT インフラ</u></p> <p><u>① リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関して、監督指針における他の着眼点や、バーゼル銀行監督委員会が定める原則・指針等と整合的かつ強固なガバナンスの枠組みが導入されているか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>②リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関連するデータ構造や IT インフラについて、平時のみならず、ストレス時・危機時の対応も踏まえた上で、設計・構築し、維持しているか。</u></p> <p>(2) リスクデータ集計能力</p> <p><u>①平時及びストレス時・危機時の報告において必要とされる正確性及び完全性を満たすリスクデータを作成しているか。また、誤りの可能性を最小化するために、大部分のデータが自動集計されているか。</u></p> <p><u>②全ての主要なリスクデータについて、グループ連結ベースで捕捉・集計しているか。また、エクスポージャー及びリスクの集中や発生を特定し、報告が可能となるよう、ビジネス部門、グループ会社、保有資産種類、エクスポージャーの業種・地域及びその他の重要な区分毎に集計できる態勢となっているか。</u></p> <p><u>③最新のリスクデータが、必要とされる正確性や完全性、網羅性、適応性を満たしつつ、適時に集計されているか。なお、具体的なリスクデータ集計のタイミングについては、金融機関全体のリスクプロファイルにおける重要性のみならず、リスクの性質やその潜在的なボラティリティ、これらを踏まえた平時及びストレス時・危機時のそれぞれにおける報告頻度により決定されるべきであることに、留意する必要がある。</u></p> <p><u>④ストレス時・危機時の対応や内部管理上の必要性の変化、監督当局からの要請を含め、随時の非定形な幅広い要請に対応したリスクデータを集計できる態勢が整備されているか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2</p>	<p><u>(3) リスク報告</u> <u>①リスク報告書は、集計されたリスクデータを正確に反映するものとなっているか。また、金融機関は報告内容について必要な検証を実施しているか。</u> <u>②リスク報告書は、金融機関における全ての重要なリスクをカバーしているか。また、報告の深度と範囲は、業務の規模や複雑性、リスク特性、取締役会等のリスク報告書受領者からの要請と統合的なものとなっているか。</u> <u>③リスク報告書は、リスク報告書受領者の必要性に応じた有意義な情報を、明確かつ簡潔な方法で包括的に伝えるものとなっているか。</u> <u>④取締役会等は、取締役会等の必要性や報告対象リスクの性質・ボラティリティに加え、実効的かつ効率的な意思決定や健全なリスク管理の観点からの重要性に基づいて、リスク報告書の作成及び配布頻度を決定しているか。また、ストレス時・危機時の作成及び配布頻度は、平時よりも高頻度となっているか。</u> <u>⑤リスク報告書は、取締役会等のリスク報告書受領者に対して、機密性を確保しつつ適切に配布されているか。</u></p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 定量的な開示事項</p> <p>① ~ ⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 定量的な開示事項</p> <p>① ~ ⑥ (略)</p> <p><u>⑦国際統一基準持株会社のうち、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第七条第五項第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものについては、第七条第五項に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表するグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の選定指標に係るインストラクションに従い、適切に開示しているか。</u></p> <p>(以下略)</p>